

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の見直しについて

平成20年4月11日から始まる「後期高齢者医療制度」など医療制度改革について、広報等でお知らせしておりましたが、次のとおり見直されましたのでお知らせいたします。

●国民健康保険に加入の70歳～74歳の方の窓口負担について

昨年 of 制度改正では平成20年4月から2割負担に見直される予定でしたが、平成20年4月～21年3月までの1年間は窓口負担が1割に据え置かれることになりました。

但し、既に3割負担いただいている現役並み所得者の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

●後期高齢者医療制度の平成20年度の特別対策について

ご家族の健康保険・公務員の共済組合などで扶養されていた方は今まで本人負担がなかったことから、75歳になってから2年間は、所得割は賦課されず均等割も5割軽減された保険料とすることが決まっておりますが、平成20年度に限り次の特別対策も行われます。

特別対策期間					
平成20年 4/1		平成20年 10/1		平成21年 4/1	75歳加入から 2年後
保険料	所得割	免 除	免 除	免 除	10割
	均等割	免 除	9割軽減(1割負担)	5割軽減(5割負担)	10割

※なお、この特別対策は、平成20年4月～21年3月までの期間を限定したものであるため、平成21年度以降資格取得される方には適用されません。

◆お問合せ先 健康福祉課(電話54-2781)・国保福祉係(有線31-5124)・介護保険係(有線31-5123)

確定申告で障害者控除を受けるための認定書を発行します

身体障害者手帳等をお持ちでなくても、65歳以上の寝たきりなどの高齢者を扶養している人たちに対する障害者控除・特別障害者控除を行う税法上の制度があります。

町では障害者控除等の対象となる場合には、確定申告で利用していただく認定書を交付します。

対象は、介護保険の要介護認定を受けている方で、認定時の状況が次の基準以上の高齢者を扶養している人か、又はその高齢者本人です。

●認定書交付対象者の基準

認知症高齢者の 日常生活自立度	II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	障害者 控 除
	III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	特 別 障害者 控 除
障害高齢者の 日常生活自立度 (寝たきり度)	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	
	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	
	C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。	

◆ 申 請 者 対象となる方を扶養している方、本人又はその家族

◆ 申 請 期 間 平成20年1月4日から確定申告時まで

◆ 申 請 場 所 仁多庁舎 健康福祉課 又は 横田庁舎 町民課

◆ 申請に必要なもの 介護保険被保険者証と印鑑をご持参ください

◆ お 問 合 せ 先 健康福祉課介護保険係(電話54-2781、有線31-5122)

事務所移転のお知らせ

雲南家畜診療所仁多出張所が、下記住所に移転しました。

奥出雲町横田1036-10



○奥出雲町下横田277-1 横田畜産センター内

尚、電話番号及び有線番号の変更はありません。